

漁業近代化資金制度 Q & A

(令和3年12月)

全国漁業協同組合連合会

水産庁

目 次

1. 制度の仕組み

- Q 1. 漁業近代化資金とはどのような資金ですか。また、日本政策金融公庫（沖縄県
にあつては沖縄振興開発金融公庫）の漁業経営改善支援資金、沿岸漁業改善資
金との違いはどこにありますか。 P9
- Q 2. 漁業近代化資金制度が創設された経緯と制度の趣旨を教えてください。 P9
- Q 3. 漁業近代化資金の借入手続きを図示して説明してください。 P11

2. 借受資格者

- Q 4. 漁業近代化資金の借受資格者を教えてください。 P12
- Q 5. 借受資格者に年齢制限はありますか。 P12
- Q 6. 水産業の振興に寄与する一般財団法人または一般社団法人、水産業協同組合の
協同会社、漁業者が主たる構成員である任意団体（権利能力なき社団）は、漁
業近代化資金の借受資格者になりますか。 P13
- Q 7. 鯉や金魚等の観賞魚の養殖業者や陸上の養殖池で自家養殖した親魚から採卵し
種苗生産を行っている者は漁業近代化資金を借りる事ができますか。 P14
- Q 8. 新規就業者は漁業近代化資金の借受資格者になる事ができますか。 P14
- Q 9. 漁協自身が漁業近代化資金を借り受けるのはどのようなケースですか。また、
漁協が機器等を取得し、組合員に貸し付ける場合、漁協に漁業近代化資金を融
資することはできますか。 P14
- Q10. A県内の漁協に所属する定置網漁業者が、B県を本拠地として定置網漁業を営
む際に、B県知事の備える漁船登録原簿に登録される予定の漁船の建造資金と
して、漁業近代化資金をA県内の漁協から借り受けることができますか。 P15
- Q11. 日本の国籍を有しない者（外国人）に対し、漁業近代化資金を貸付けることは
できますか。 P15

3. 融資

- Q12. 漁業近代化資金の融資機関にはどのような金融機関がありますか。 P15
- Q13. 漁業近代化資金と他の制度資金との協調融資はできますか。 P16

4. 資金の種類

(1) 1号資金（漁船資金）

- Q14. 漁業近代化資金の貸付対象となる漁船は、具体的にどのような要件(総トン数、所有権、漁業許可、漁船登録等)を備えているものをいうのですか。 P16
- Q15. 130トン以上の漁船建造や130トン以上の漁船に魚群探知機・レーダー等の機器類を設置する場合は漁業近代化資金の貸付対象とすることは可能ですか。 . P16
- Q16. 外国で漁船の建造等を行う場合、漁業近代化資金を借りることができますか。 . . P17
- Q17. 漁船の建造、改造の場合、どの範囲までが漁業近代化資金の融資対象となりますか。 P17
- Q18. 漁船の船体以外の漁労機器や漁船に必要な航海機器の購入・設置に係る事業は漁業近代化資金の融資対象となりますか。 P17
- Q19. 漁船の船底等に付着物防止のための塗料を塗る費用やドック費用は、融資対象になりますか。
また、共同利用施設の修繕、改良等はどのような場合に漁業近代化資金の融資対象となりますか。 P17
- Q20. 中古漁船の購入に要する費用は融資対象になりますか。 P18
- Q21. 漁船建造や機関換装をする場合、既に所有している漁船等を「下取り」させる場合の取扱いはどうなりますか。 P18

(2) 2号資金（漁船漁具保管修理施設等資金）

- Q22. 2号資金の対象となる施設の入替えをする場合、融資対象となりますか。 P18
- Q23. 施設の取得にあたり、土地取得等をする場合、融資対象となりますか。 P19
- Q24. 一階が市場で二階が漁協事務所など融資対象となる施設と対象とならない施設を併設する場合、融資対象事業費の算定方法はどのようになりますか。 P19
- Q25. 水産加工施設の中で、水産加工業に使用する機械器具の単独取得は融資対象となりますか。 P20
- Q26. 漁協が水産物販売のためのテナント施設を建設し、施設を使用する組合員から使用料を徴収する場合、当該施設建設費は融資対象となりますか。 P20
- Q27. 2号資金の水産物販売施設とは具体的にどのようなものを指しますか。 P20
- Q28. 海苔加工に使う「ミス」（すだれの小型のようなもの）、海苔の全自動乾燥器は漁業近代化資金の融資対象となりますか。 P20

- Q29. 荷捌施設の防水工事を施すと同時に補強工事も併せて行う場合、この事業費は融資対象となりますか。 P21
- Q30. 漁船の船底及び漁網の清掃の効率化のためのジェット噴水ポンプの購入費は、融資対象ですか。 P21
- Q31. 漁業作業場や水産物加工施設の場合、食堂、更衣室、トイレ、事務室等は漁業近代化資金の融資対象となりますか。 P21

(3) 3号資金（漁場改良造成用機具等資金）

- Q32. 漁協・漁連等が3号資金の「生産・経営管理情報処理用機具」を設置する場合どのようなものが融資対象となりますか。
また、信用事業に係るオンラインシステムの漁協端末機、販売購買事業の財務管理に要する電子計算機は融資対象となりますか。 P21
- Q33. 3号資金の「水産物等運搬用機具」はどのようなものが融資対象となりますか。 . P22
- Q34. 干潟に設置する海苔養殖のための水温や潮の干満等を観測する海況自動観測装置やパレットは融資対象となりますか。なお、海況自動観測装置は海面にブイ等を設置し、得られたデータを陸上に設置した観測装置で集計するものです。 . . P22
- Q35. 漁協がアワビ増養殖事業の一環として、海中林造成のためのアンカーや網を購入する事業は、融資対象となりますか。 P22

(4) 4号資金（漁具等資金）

- Q36. 漁船における設備で、4号資金の対象となる「漁具」と1号資金の対象となる「（漁労）機器」との区別はどのようになりますか。 P22
- Q37. サンマ、イワシなどを魚倉から陸上に移す「フィッシュポンプ」、集魚灯等に使用する「電球・LED（1個10万円以上）」、かつお漁業の漁獲安定を図るための「浮漁礁（パヤオ）」は融資対象となりますか。 P23
- Q38. 定置網入れの際に行う「土俵」敷設工事は融資対象となりますか。 P23

(5) 5号資金（水産動植物の種苗の購入・育成資金）

- Q39. 養殖用種苗の購入費、育成費、種苗運搬のための傭船料、人件費は融資対象となりますか。 P23
- Q40. 真珠の核を取得する経費は融資対象となりますか。 P23

(6) 6号資金（漁村環境整備施設資金）

- Q41. 漁協の荷捌から出るゴミや木箱等を焼却する焼却炉は、6号資金の「廃棄物処理施設」として融資対象となりますか。 P24
- Q42. 町営で設置された幹線水道から、各漁家まで取水するための施設を受益漁家が共同で設置する場合、「水道施設」として漁村環境整備施設資金の融資対象となりますか。 P24
- Q43. 漁村環境整備施設資金の「漁業者研修施設」、「集会施設」の範囲はどこまで認められますか。 P25

(7) 7号資金（大臣特認資金）

- Q44. 特定の漁家住宅資金とは、具体的にどのような住宅が対象となるのでしょうか。 . P25
- Q45. 海浜等環境活用施設の遊漁船のトン数制限はありますか。
また、遊漁船の発着・係留施設やクラブハウス等遊漁船利用施設は融資対象となりますか。 P26
- Q46. 漁業者が民宿を建設する場合、この事業は融資対象となりますか。 P26
- Q47. 真珠養殖の盗難防止のための施設（防犯カメラ、赤外線装置、監視小屋、制御装置等）は、海浜等環境活用施設の中の「保安施設」として融資対象となりますか。 P26
- Q48. 漁連が事業主となって「研修施設」を建設する場合、漁業近代化資金が借りられますか。
なお、施設は漁村ではなく、市の中心地に建設する計画です。 P27
- Q49. 斃死したハマチ等処理加工して肥料を作るための機械を養殖業者が購入する場合、漁業近代化資金の融資対象になりますか。 P27
- Q50. 消煙焼却炉は、公害防止施設にかかる煤煙関係の「その他煤煙の発生を防止するために有効な施設等」として融資対象となりますか。 P27
- Q51. あさり漁場の改良のための砂、真砂の購入費及び運搬費等は、漁場改良造成施設に該当しますか。 P27
- Q52. 経営の転換を図るため自己資金でアユの加工施設を設置したが、運転資金が不足しているため、7号資金の初度的経営資金を借り受けたいとの申し入れがあった場合、融資対象となりますか。 P28

(8) その他の融資事項

- Q53. 消費税は融資対象事業費に含まれますか。 P28
- Q54. 漁船が事故により全損し、漁船保険金を受領し、代船を漁業近代化資金の借入れにより建造する場合、事業費との関連はどうなりますか。 P28
- Q55. リース契約を締結し機械等を設置する場合、リース料の負担経費は漁業近代化資金の対象となりますか。 P29
- Q56. 漁業近代化資金の融資対象施設の設置に伴う旧施設の撤去費用は、融資対象事業費に含める事ができますか。 P29
- Q57. 電気の引き込みにかかる負担金は融資対象事業費に含める事ができますか。 P29
- Q58. 設計管理費は融資対象事業費に含めることはできますか。 P29
- Q59. 耐用年数経過後の中古機械、漁船は漁業近代化資金の融資対象となりますか。 . . . P29
- Q60. 漁船等施設の修繕、改良等にかかる費用は、漁業近代化資金の対象となりますか。 P30
- Q61. 事業実施が複数年にわたる場合、漁業近代化資金の融資対象となりますか。
また、その場合、利子補給申請は一括で行うのか、年度毎に行うのでしょうか。 . P30
- Q62. オーバーホールを行う場合において漁業近代化資金の対象となるのはどのような場合ですか。 P30

5. 貸付限度額

- Q63. 貸付限度額とは既往貸付額を含めた累計残高のことですか。
また、貸付実行時までには既往貸付額の償還が見込まれ、当該残高が限度額を超えない場合は申込みを受けてもよいですか。 P30
- Q64. 20トン以上漁船の建造資金(1号資金)の借受者が、2～7号の資金を借り受ける場合、その借受者が個人であれば貸付限度額はいくらになりますか。 P31
- Q65. 漁船漁業と養殖漁業を兼業している漁業者(個人)の漁業近代化資金の残高が1億円である時に、20トン未満漁船を建造する場合、これ以上の借入れは可能ですか。 P31
- Q66. 漁業近代化資金の借入れ申込者(A法人)と漁船建造許可証の名義人(A法人のB代表者個人)とが同一でない場合、法人名義で借入することはできますか。 . P31
- Q67. ホタテ地蒔き事業など、地域経済に大きな影響を与える大規模事業については限度額を上回る貸付をすることは可能ですか。 P31

- Q68. 漁船に関する貸付限度額の特認を得る際に、同じ漁業種類を営む他の漁業者と比較して同水準の価格であることを示すには具体的にどのようにしたら良いでしょうか。 P32

6. 償還期限及び据置期間

- Q69. 償還期限は税法上の耐用年数を超えてもよいですか。 P32

- Q70. 償還期限及び据置期間は政令に定められた期間の範囲内であれば自由に設定できますか。 P32

- Q71. 漁業近代化資金借受者が災害等により償還期限等の変更を申し出てきたが、償還期限等の延長はどのような時に対応できますか。 P33

- Q72. 中古漁船の購入に際し、漁業近代化資金を償還期限5年、据置期間1年の条件で借り入れました。しかし、同船は他漁船に当て逃げされたため、この期間の操業が出来ず収入がなくなっていました。
漁船の修理については保険により行いましたが、漁業近代化資金の償還が不可能になってしまった場合、当該年の償還について据置することはできますか。 . . . P33

- Q73. 漁業近代化資金に係る既貸付金の償還期限及び据置期間の変更（延長）手続きはどのように行うのですか。 P33

- Q74. 資金種類が違う施設を同時に取得・建設する場合、借入方法と償還方法はどのようにすればよいのですか。 P34

- Q75. 中古船の購入に係る償還期限は、どのように定めることとなりますか。 P34

- Q76. 借入対象施設を更新する場合は、繰上償還しなければならないですか。 P34

- Q77. 漁業近代化資金を借り受けて取得した漁船の機関換装を行う予定がありますが繰上償還の必要はありますか。
また、必要がある場合、その金額はいくらですか。漁船購入の際、漁船価格（船体と機関の区別なし）として購入したので、機関部分の繰り上げ償還金額がわかりません。 P35

- Q78. 漁業近代化資金を借り入れているA漁協がB漁協に吸収合併された場合、A漁協は残債務を繰り上げ償還する必要がありますか。 P35

- Q79. 漁業近代化資金を借り入れているA社がB社に吸収合併された場合、A社は残債務を繰り上げ償還する必要がありますか。 P35

Q80. 漁業近代化資金の貸付金利に変動があった場合、①金利引き下げ以前に利子補給承認があった資金の貸付利率の取扱いはどうなるのですか。
また、②金利引き上げ以前に利子補給承認のあった資金の貸付金利の取扱いはどうなりますか。 P36

Q81. 据置期間3年間、約定償還月(年賦)を4月償還とした融資案件をx年5月に貸付実行した場合に初回元金支払いはいつになりますか? P37

7. 融資率

Q82. 融資率(融資対象事業費に対する漁業近代化資金の融資額の割合)の上限は何%ですか。 P37

Q83. 自然災害により罹災した漁業者の設備復旧の場合、事業費全額を漁業近代化資金で融資することができますか。また、その際に市町村発行の罹災証明書は必要ですか。 P37

8. 借入手続・貸付事務手続

Q84. 都道府県の利子補給承認後、貸付実行までの間にどうしても一部支払いの必要が生じた場合、自己資金にて支払っても差し支えありませんか。 P38

Q85. 都道府県の利子補給承認後、貸付実行までの期間はどの程度にすべきですか。また、漁業者等が借り受けてから未使用のまま留保できる期間はどの程度まで認められますか。 P38

Q86. 事業完了前に漁業近代化資金を貸付ける(貸付実行する)事ができますか。 P38

Q87. 漁業近代化資金の貸付実行金の一部を金融機関が貸付留保金(あるいは別段貯金口座等へ一時、振替える)として留保することは問題ありませんか。 P39

Q88. 資金管理(貸付留保金を含む)の注意点を教えてください。 P39

Q89. 自己資金部分の金額を延払いとすることはできますか。 P40

Q90. 融資機関として漁業近代化資金を融資するにあたり、どのような点に留意し、審査したらよいでしょうか。 P40

Q91. 漁業近代化資金の自己資金部分はいつ支払うこととなりますか。 P40

9. 事前着工

Q92. 漁期に間に合わせるため、知事の利子補給承認書の交付前に漁船建造の着工をしたいが、制度上問題はありますか。 P41

- Q93. 事前着工は原則として認められないこととされていますが、この場合の工事の着工とは具体的にどのようなことをいうのですか。 P41
- Q94. 加工場建設等、建物を融資対象とする場合、建設地の造成着手は利子補給承認前に可能ですか。 P41
- Q95. 利子補給承認日以前に、設計費の一部が前払いされている場合、漁業近代化資金の対象とすることはできますか。 P42

10. その他の融資事項

- Q96. 国、又は地方公共団体等から補助金を受けて事業を実施する場合、融資対象事業費は補助金を控除したものとなりますか。 P42
- Q97. 利子補給が打ち切りとなる目的外使用はどのような場合ですか。例えば、漁業種類の変更は目的外使用に該当しますか。 P42
- Q98. 漁業近代化資金を借り受けて取得した漁網が台風により流失した場合は、直ちに利子補給が打ち切りとなりますか。 P43
- Q99. 漁業近代化資金は、いつでも自由に一部繰り上げ返済はできるのですか。 P43
- Q100. 個人で漁業近代化資金を借り受けて造成した施設を、その個人が経営する会社に賃貸することは認められますか。 P43
- Q101. 利子補給承認後に事業計画の変更がある場合は、どのような手続きをとればよいですか。 P43
- Q102. 個人は一切の権利義務を引き継ぐ場合や個人が法人成りした場合、以前の漁業近代化資金の残債務について債務者の変更はできますか。 P44
- Q103. 130トン以上漁船に係る農林水産大臣からの特認を受ける際には、各都道府県における漁業の生産量や生産額の相応を占める漁業種類でなければ特認の対象にはならないのですか。また、「相応を占める」とは、生産量や生産額のうちどの程度の割合を占めることをいうのでしょうか。 P44
- Q104. 浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プランを活用していない場合は、130トン以上漁船に係る農林水産大臣からの特認を得ることは出来ないのでしょうか。 . P44
- Q105. 130トン以上漁船漁業と130トン未満漁船漁業との間で漁業調整を図るなどして資源管理等に取り組んでいるとは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。 P45

1. 制度の仕組み

Q 1 漁業近代化資金とはどのような資金ですか。また、日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）の漁業経営改善支援資金、沿岸漁業改善資金との違いはどこにありますか。

【答え】

1. 漁業近代化資金は、漁協系統資金を活用し漁協系統融資機関が、漁業者等に対して漁船、漁具、養殖施設等の施設資金を一定の条件を基に融通した場合、融資機関に対して都道府県が利子補給を行う措置を基本とし、あわせて農林中央金庫が2県以上にわたる漁業協同組合連合会等の共同利用施設資金を融通した場合、同金庫に国が直接利子補給を行う措置を加え、漁業部門に漁協系統資金を還流させ、一定の政策の範囲内で中・長期の施設資金等を供給する低利な資金をいいます。
2. 日本政策金融公庫資金（漁業経営改善支援資金）は、民間資金を補完する目的から、認定漁業者に対して国の財政投融資資金を原資とし、漁協系統融資機関、農林中央金庫その他民間金融機関が融通困難な資金を融通する資金です。
3. 沿岸漁業改善資金は、国が3分の2、都道府県が3分の1を負担して造成する都道府県の特設会計から、沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活を改善していくことを積極的に助長するために無利子の資金を貸付け、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上及び青年漁業者等の養成確保を行うことを目的として、一定の政策目的のもとに、自主的な努力と都道府県および国の施策との調和を図る資金をいいます。

Q 2 漁業近代化資金制度が創設された経緯と制度の趣旨を教えてください。

【答え】

漁業近代化資金制度は、漁協等の系統資金を原資とし、「漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため」に国や都道府県が利子補給等の措置を講じ、「漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資すること」を目的としています。また、この制度がその運用を通じて漁協等の育成に寄与すること、即ち、系統信用事業の一層の伸長と組合系統組織の強化発展に寄与することも期待されています。この制度が昭和44年に創設されるに至った経緯は以下の通りです。

(Q2 続き)

1 当時の漁協系統金融をめぐる情勢

戦後の系統信用事業の量的拡大にもかかわらず、漁協系統自体の資金量は相対的に不足しているばかりでなく、個々の漁協の信用事業規模が極めて零細であるため、資金管理体制の不備と相まって、資金コストはほかの金融機関に比してかなり高く、実際の貸付に当たっては、系統の組合員である中小漁業者にとって、比較的借りやすいという点を除き、系統資金が必ずしもすべて有利といえる体制はなお十分には整っていない状況にありました。

この間、財政金融部門、特に日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）による（以下、公庫と記載する）漁業への貸出しは、漁業生産力の維持増進に必要な長期低利資金の融通という目的に沿い、末端金利の有利なことと償還期限の長いことにより、漁業者に歓迎され着実に増加しました。

しかし、公庫は、本来、当時の労働力の逼迫や経営規模の拡大、栽培漁業の進展等を背景とする中小漁業者の旺盛な資金需要に応えつつ経営の近代化を図っていくためには、系統分野における資金量の確保と相まって、政策的配慮による系統金融の整備が必要となってきました。

このため漁協系統組織において、逐次資金の蓄積が進み、中小漁業者の需要に応える態勢を固め、今後一層の振興が見込まれる漁業環境の悪化に対処して漁業者がその生産力を拡大し、生産性の向上を通じて所得の増大を図る上において、特に必要な長期低利資金の供給体制は、必ずしも十分でないとの認識のもとに、系統資金を原資とし、国及び地方公共団体がこれに利子補給の措置を講じて漁業金融の円滑化を図ることを骨子とする漁業近代化資金制度の創設が水産金融における重要課題の一つとして提起されるに至りました。

2 漁業近代化資金制度の創設

政府は、こうした動きに対応して、制度創設の必要性を認め、昭和43年度予算において調査費を計上し、漁協及び水産加工協の信用事業に関するアンケート調査（委託調査）、漁協信用事業現地調査及び漁業者現地調査を実施し制度創設のための裏付け資料の収集を行い、さらに昭和43年7月から8月にかけて、学識経験者による水産金融に関する懇談会を開催し、水産金融に関する現状認識と新制度創設の必要性並びに新制度の基本的事項についての考え方に関する報告を得ました。これらの調査や報告をもとに、昭和44年の初めに漁業近代化資金制度の基本的構想が固まり、漁業近代化資金助成法（漁業近代化資金通法）案が、同年2月18日の閣議決定を経て、同20日第61回通常国会に提出の運びとなり、衆参両院とも農林水産委員会に付託審議のうえ、6月20日参議院本会議において可決、成立され、6月26日に法律第52号として公布、さらに8月1日同法施行令とともに施行されました。

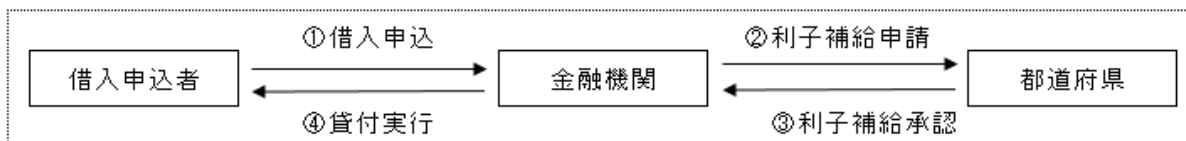
Q3 漁業近代化資金の借入手続きを図示して説明してください。

【答え】

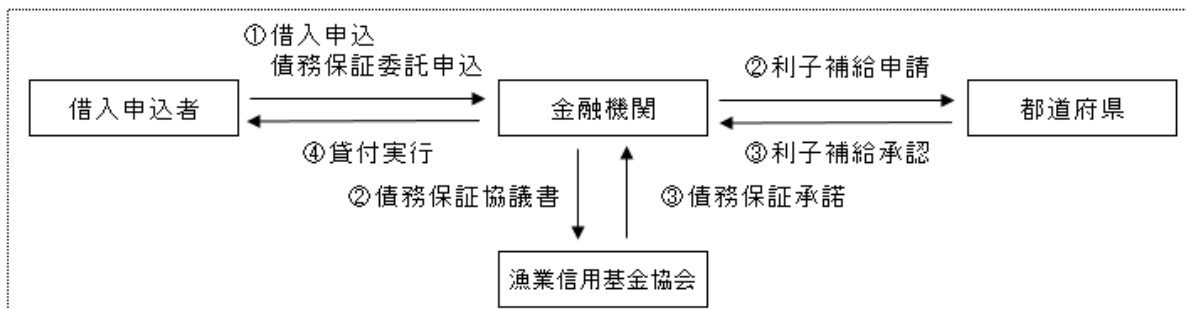
漁業近代化資金の借入れ手続きを図示して説明します。

- ① 貸付を受けようとする者は、信漁連等の金融機関に借入申込書及び必要に応じて漁業信用基金協会宛の債務保証委託書を提出します。
- ② 金融機関は借入申込書の内容を審査のうえ、貸付に対する諾否を決定し、利子補給承認申請書を作成し、都道府県へ提出します。（保証を付保する場合は債務保証協議書を提出）
- ③ 都道府県は、利子補給申請内容を審査のうえ利子補給の諾否を決定し、金融機関にその旨通知します。（保証を付保する場合は債務保証承諾の可否が通知されます）

漁信基保証を付さない場合



漁信基保証を付す場合



2. 借受資格者

Q 4 漁業近代化資金の借受資格者を教えてください。（法第2条第1項関係）

【答え】

漁業近代化資金融通法第2条第1項に定める下記の漁業者となります。

- 1 漁業を営む個人
- 2 漁業生産組合
- 3 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が3百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3千トン以下であるもの
- 4 水産加工業を営む個人
- 5 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が3百人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- 6 漁業協同組合
- 7 漁業協同組合連合会
- 8 水産加工業協同組合
- 9 水産加工業協同組合連合会
- 10 上記2号、3号及び5号から前号までに掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの

Q 5 借受資格者に年齢制限はありますか。

【答え】

漁業近代化資金の制度上の年齢制限はありません。

Q6 水産業の振興に寄与する一般財団法人または一般社団法人、水産業協同組合の協同会社、漁業者が主たる構成員である任意団体（権利能力なき社団）は、漁業近代化資金の借受資格者になりますか。（政令第1条関係、規則第1条関係）

【答え】

下記の対象要件を満たす場合は全て近代化資金の借受対象となります。

| 貸付先 | 対象条件 | 融資限度額 |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 水産業の振興に寄与する一般財団法人または一般社団法人 | 近代化資金融通法施行令で定めるとおり 漁業者等または地方公共団体が、 ・一般社団法人の場合は総社員の議決権の過半数を有していること。 ・一般財団法人の場合は基本財産の額の過半を拠出していること。 | 12億 |
| 水産業協同組合の協同会社 | 近代化資金融通法施行令で定めるとおり ①水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であること。 ②漁業者等が ・株式会社の場合は総株主の議決権の過半数を有していること。 ・持分会社の場合は業務を執行する社員の過半を占めていること。 ※上記①と②両方の条件を満たす。 | 12億 |
| 漁業者が主たる構成員である任意団体 | 近代化資金融通法施行令で定めるとおり ①漁業または水産加工を営む個人・法人が主たる構成員となっていること。 ②代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従った規約を有していること。（下記詳細） ③漁業又は水産加工業を営むもの場合は、常時従事する者の数が300人以下であること。 ※①～③全ての条件を満たす。 (1) 農林水産大臣の定める事項 ① 団体の目的 ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法 ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項 ④ 会費又は漁業近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法 (2) 農林水産大臣の定める基準 ① 水産業の経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。 ② 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。 ③ 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。 ④ 会費又は漁業近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法が均衡を欠くものでないこと。 | ※ |

※【漁業者が主たる構成員である任意団体】

（単位：百万円）

| | 20トン以上の漁船を用いて漁業を行う団体 | 養殖業を営む団体 | 20トン未満の漁船漁業と加工業を営む団体 | それ以外の団体 |
|--------|----------------------|----------|----------------------|---------|
| 1号資金 | 360 | 90 | 360 | 90 |
| 2・3号資金 | 90 | 360 | 360 | 90 |
| 4・5号資金 | 90 | 360 | 90 | 90 |
| 6・7号資金 | 90 | 90 | 90 | 90 |

Q7 鯉や金魚等の観賞魚の養殖業者や陸上の養殖池で自家養殖した親魚から採卵し種苗生産を行っている者は漁業近代化資金を借りる事ができますか。（規程第2条第2項関係）

【答え】

漁業とは、水産動植物の採捕または養殖の事業をいい（漁業法第2条第1項）、漁業又は養殖業の一環として蓄養するのであれば、漁業を営む者として対象となります。

なお、養殖場所が陸上か海上か、観賞魚か食用魚かは問いませんので、養殖業の一環として借受資格者となります。

（参考）5号資金の対象生物

1 養殖用種苗の購入・育成資金

1年以上の期間育成するあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる、わたりがに

2 放流用種苗の購入・育成資金

育成期間が1年以上のあかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい、わたりがに

Q8 新規就業者は漁業近代化資金の借受資格者になる事ができますか。（法第2条第1項関係）

【答え】

新規就業者につきましても借受資格者となる事ができます。

なお、融資手順は通常の融資と変わりありませんが、漁業実績がないことから事業計画、収支計画、資金計画、償還計画等が妥当か、新規就業者の育成体制が確保され将来性があるか等に留意して審査してください。

Q9 漁協自身が漁業近代化資金を借り受けるのはどのようなケースですか。また、漁協が機器等を取得し、組合員に貸し付ける場合、漁協に漁業近代化資金を融資することはできますか。

【答え】

漁協が自営事業として借入する場合及び組合員の生産性の向上又は経営の合理化の促進に資するため、水産物の流通、加工施設の整備改善、漁場の改良、水産動植物の増殖、就業者の養成確保、漁村における環境整備等のための施設を導入する場合があります。

なお、組合員に貸し付ける目的で購入した機器等についても漁協等の資産として保有した上で、漁協等の定めた一定の制限を満たす組合員に貸し付け、利用料の徴収を行う場合等は漁協等として漁業の活性化を図るためのものであるため、共同利用施設として融資対象となります。

Q10 A県内の漁協に所属する定置網漁業者が、B県を本拠地として定置網漁業を営む際に、B県知事の備える漁船登録原簿に登録される予定の漁船の建造資金として、漁業近代化資金をA県内の漁協から借り受けることができますか。（規則第2条関係）

【設問定置網漁業者経営(操業)形態】

| A 県 | B 県 |
|------|-------------------|
| 所属漁協 | 操業本拠地 漁船登録簿本拠地 |

【答え】

原則、漁業近代化資金を借り入れる漁業者等の住所地を所管する都道府県知事が利子補給を行うこととなります。

なお、実際に漁業を行う場所と住所地が異なる場合においては、当該都道府県の規定等で排除されない限り、どちらかの都道府県知事から利子補給を受けることは可能です。

Q11 日本の国籍を有しない者（外国人）に対し、漁業近代化資金を貸付けることはできますか。

【答え】

外国人の行う漁業は融資対象になりません。漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化及び漁業経営の近代化を図るための我が国の金融制度として設けられたものであり、法令上外国人には適用しない旨の規定はありませんが、「外国人漁業の規制に関する法律」及び「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」により、外国人は我が国領海内で漁業を営むことが出来ません。

ただし、外国人の営む水産加工業者、協同会社等は融資対象となります。

また、外国人であっても、上記の法律に基づき農林水産大臣の許可を得ている者及び永住して漁業で生計を立てている者については、融資対象となります。

3. 融資

Q12 漁業近代化資金の融資機関にはどのような金融機関がありますか。（法第2条第2項関係）

【答え】

漁業近代化資金の融資を行う金融機関としては、法令で、信用事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫等が指定されています。

Q13 漁業近代化資金と他の制度資金との協調融資はできますか。（ガイドライン第6関係）

【答え】

同一融資対象につき近代化資金と日本政策金融公庫資金を併せて貸し付けること（いわゆる協調融資）は、行わないものとしています。

なお、日本政策金融公庫資金以外の資金について協調融資することは禁止されていません。

4. 資金の種類

(1) 1号資金（漁船資金）

Q14 漁業近代化資金の貸付対象となる漁船は、具体的にどのような要件（総トン数、所有権、漁業許可、漁船登録等）を備えているものをいうのですか。（政令第2条関係）

【答え】

貸付対象となる漁船は、原則として、130トン未満の漁船法第2条第1項に定義されている漁船であり、漁船許可、漁船登録を受けているものです。

なお、借受資格者はその漁船の所有者です。

Q15 130トン以上の漁船建造や130トン以上の漁船に魚群探知機・レーダー等の機器類を設置する場合は漁業近代化資金の貸付対象とすることは可能ですか。（要綱第4条関係）

【答え】

問15のとおり原則として130トン未満漁船の建造・機器類の設置が貸付対象ですが130トン以上の漁船により行う漁業実態が、漁法、漁業時期、漁獲能率等において130トン未満の漁船により行うものと概ね同様であり、農林水産大臣の特認を受けた場合は、漁業近代化資金の融資が可能となります。

なお、130トン以上漁船に係る農林水産大臣からの特認を受ける際には、都道府県庁から水産庁に対して申請を行うこととなります。

Q16 外国で漁船の建造等を行う場合、漁業近代化資金を借りることができますか。

【答え】

法令では借受者が外国の造船所等に発注し、建造した後輸入することを規制していません。ただし、手続き及び我が国の船舶安全法等をクリアできるか否か十分に検討する必要があります。

Q17 漁船の建造、改造の場合、どの範囲までが漁業近代化資金の融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資する事業は融資対象となります。よって、漁船建造の場合、冷蔵庫等の船内生活で最低限必要と考えられるものや、漁船建造に付帯する必要最低限の経費や一般管理費についても事業費に含めて差し支えありません。

また、機関換装等に伴う改造の場合においてもその事業に必要な最小限度において事業費に含めて差し支えありません。

Q18 漁船の船体以外の漁労機器や漁船に必要な航海機器の購入・設置に係る事業は漁業近代化資金の融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

融資対象となります。

なお、漁船の船体に固定し、動力により作動するものは1号資金、船体に固定しないものや非動力により作動するものは、漁具として4号資金の対象となります。

Q19 漁船の船底等に付着物防止のための塗料を塗る費用やドック費用は、融資対象になりますか。

また、共同利用施設の修繕、改良等はどうな場合に漁業近代化資金の融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

漁船の船底等に付着物防止のための塗料を塗る費用やドック費用は修繕費であり、漁業近代化資金の融資対象とはなりません。ただし、修繕、改良等のうち、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、改造費として本制度の対象とすることができます。

なお、いずれにも該当する場合は多い方の金額が融資対象となります。

- ① 使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
- ② 固定資産の価格を増加させる部分に対応する金額

Q20 中古漁船の購入に要する費用は融資対象になりますか。

【答え】

1号資金により融資対象となります。

中古漁船の償還期限については、法令上の償還期限の範囲内において、中古資産の耐用年数等を勘案して定めます。

なお、法定耐用年数や上記法令上の償還期限以上の船齢でも漁船の状態等により実耐用年数が伸びることがあることから、造船所の証明書を徴取する等により、融資機関等が適正な年数を定める必要があります。

Q21 漁船建造や機関換装をする場合、既に所有している漁船等を「下取り」させる場合の取扱いはどうなりますか。

【答え】

「下取り」は自己資金の一部として差し支えありません。したがって、事業費に下取り価格を含める必要はありません。

なお、下取りとは融資対象事業を行う際に、現有の被代替物件を施工業者が買取り（引取り）を行う場合であり、現有被代替物件の買取り（引取り）を伴わない一般的な値引きとして行われた場合は、値引き後の額が事業費となります。

近代化対象事業費

| |
|-------------------------|
| 本体価格 (総事業費) 10百万円 |
|-------------------------|

事業費内容

| |
|-------------|
| 支払額 8百万円 |
| 下取り△2百万円 |

←支払額が近代化対象事業費ではない

←下取り価格を含めない

(2) 2号資金（漁船漁具保管修理施設等資金）

Q22 2号資金の対象となる施設の入替えをする場合、融資対象となりますか。

【答え】

融資対象となります。

Q23 施設の取得にあたり、土地取得等をする場合、融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

施設の取得に必要な最小限度において、土地取得費用、駐車場・道路等の造成費用を事業費に含める事ができます。

なお、原則、土地代のみの資金は、それが後年度に施設を設置する目的であっても融資対象とはなりません。

しかし、借地の場合で現に当該借地で事業を営んでおり、借主からの求めにより土地を買い上げなければ現在営んでいる事業の継続が困難な場合には、必要最小限の範囲において土地取得費用を融資対象として差し支えありません。

なお、水産物の干場・網干場にかかる土地取得費用や養殖池・中間育成施設・井戸等は単独で漁業近代化資金の融資対象となります。

また、養殖池の陸上防護施設、養殖池に海水を入れるための施設等についても融資対象となります。

Q24 一階が市場で二階が漁協事務所など融資対象となる施設と対象とならない施設を併設する場合、融資対象事業費の算定方法はどのようになりますか。

【答え】

融資対象施設のみが対象となります。

融資対象事業費の算定方法は、漁協事務所等との合体施工の場合においては、施設及び事務所等のそれぞれの機能、利用計画等に基づき内部施設についての利用区分を適正に設定し、それぞれの専用部分と共通利用部分とを明確に区分することとなります。

この場合、施設の会議室、研修室等と事務所等の会議室との共用については、当該施設の利用目的に沿った弾力的な運用が図られるよう十分に配慮されたものでなければなりません。

合体施工にかかる費用の按分については、原則として次によることとなります。

- ① 専用部分ごとに分離して積算することが困難な工事費については、それぞれの専用延べ床面積の割合により按分し、専用部分ごとに分離して積算が可能な工事費については、それぞれの専用部分ごとに積算する。
- ② 共通部分の工事費については、その工事費の全体について専用部分の延床面積の割合により按分する。
- ③ 調査費、実施設計費、工事雑費等分離できない費用については、それぞれの専用部分の工事費の割合により按分する。

Q25 水産加工施設の中で、水産加工業に使用する機械器具の単独取得は融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

対象となります。

2号資金の水産物加工施設として融資対象となる施設とは、建物（土地を含む）その他の工作物および機械器具等建築物に附設され、あるいは単独で使用される物的装備を意味しています。

したがって、その他の建物（土地含む）、機械等の有形固定資産となる設備は対象となります。

Q26 漁協が水産物販売のためのテナント施設を建設し、施設を使用する組合員から使用料を徴収する場合、当該施設建設費は融資対象となりますか。

【答え】

漁協等は、組合員の生産性の向上又は経営の合理化の促進に資するため、水産物の流通、加工施設の整備改善、漁場の改良、水産動植物の増殖、就業者の養成確保、漁村における環境整備等のための施設の導入を図っており、使用料を徴収した場合でも、共同利用施設として融資対象となります。

Q27 2号資金の水産物販売施設とは具体的にどのようなものを指しますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

漁業者等が消費者のニーズを的確に把握し、水産物の消費拡大を図ることを目的として活魚等地場の鮮度の高い魚介類や地場の魚介類を利用した水産加工品等を販売する施設をいいます。

なお、お魚センター、消費地に建設するアンテナショップ及び生産地のレストラン等の中における水産物販売コーナー等が融資対象となります。

Q28 海苔加工に使う「ミス」（すだれの小型のようなもの）、海苔の全自動乾燥器は漁業近代化資金の融資対象となりますか。

【答え】

1年を超えて使用でき、固定資産として計上する場合は融資対象となります。

Q29 荷捌施設の防水工事を施すと同時に補強工事も併せて行う場合、この事業費は融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

原状回復に要する費用は修繕費であり対象となりませんが、修繕・改良のうち、①使用可能期間を延長させる部分に対応する金額、②固定資産の価格を増加させる部分に対応する金額は、改造費として融資対象となります。

Q30 漁船の船底及び漁網の清掃の効率化のためのジェット噴水ポンプの購入費は、融資対象ですか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

ジェット噴水ポンプは、2号資金の「漁船漁具保管修理施設」により融資対象となります。

Q31 漁業作業場や水産物加工施設の場合、食堂、更衣室、トイレ、事務室等は漁業近代化資金の融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

融資対象施設本体の機能を発揮するため欠くべからざるもので、例えば、一般的な事務を行う部屋は対象とならず、いわゆる帳場などや施設の周辺に食堂がない場合など本体施設と同時一体的に設置されるものであれば、付帯施設として融資対象として差し支えありません。

（3）3号資金（漁場改良造成用機具等資金）

Q32 漁協・漁連等が3号資金の「生産・経営管理情報処理用機具」を設置する場合どのようなものが融資対象となりますか。

また、信用事業に係るオンラインシステムの漁協端末機、販売購買事業の財務管理に要する電子計算機は融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

「生産・経営管理情報処理用機具」は漁業生産に係るものに限り対象となります。

漁業者が生産統計等を行う場合に必要なパソコン（中央処理装置、磁気テープ、磁気ドラム等外部記憶装置、プリンター、ディスプレイ等の周辺端末装置を含む）等が具体的な融資対象となります。

漁協が実施する各種事業の事務処理を行うための端末機、電子計算機は融資対象なりません。

Q33 3号資金の「水産物等運搬用機具」はどのようなものが融資対象となりますか。（政令第2条、ガイドライン第2-3関係）

【答え】

施行令第2条の表の資金種類の欄の3に列挙されている機械機具類は、漁業用として使用されるものを定めているものであり、運搬用機具もこの範囲のものに限られます。具体的には漁業と密接に関連して事業に利用されることが明確となっている運搬車であり、例えば水産物運搬車、活魚運搬車、保冷車、移動製氷車等が融資対象となります。

なお、当該運搬車は中古でも水産物等運搬機具が漁業者等の経営の近代化に資するものであれば、融資対象として差し支えありません。

Q34 干潟に設置する海苔養殖のための水温や潮の干満等を観測する海況自動観測装置やパレットは融資対象となりますか。なお、海況自動観測装置は海面にブイ等を設置し、得られたデータを陸上に設置した観測装置で集計するものです。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

海況等の自動観測装置は3号資金により融資対象となります。また、パレットについては、機械と同時に購入する場合や一斉更新の場合等、固定資産として計上する場合はあれば融資対象となります。ただし、少額の場合は対象なりません。

Q35 漁協がアワビ増養殖事業の一環として、海中林造成のためのアンカーや網を購入する事業は、融資対象となりますか。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

アンカー、網の購入費は、天然の藻類を造成するためのものであり、3号資金の「漁場改良造成用機具」により融資対象となります。

(4) 4号資金（漁具等資金）

Q36 漁船における設備で、4号資金の対象となる「漁具」と1号資金の対象となる「（漁労）機器」との区別はどのようになりますか。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

漁船の船体に固定して使用するものは1号資金、船体に固定しない漁労設備については4号資金の漁具となります。

Q37 サンマ、イワシなどを魚倉から陸上に移す「フィッシュポンプ」、集魚灯等に使用する「電球・LED(1個10万円以上)」、かつお漁業の漁獲安定を図るための「浮漁礁(パヤオ)」は融資対象となりますか。(ガイドライン第2-3関係)

【答え】

融資対象となります。

フィッシュポンプについては、船体に固定し動力により作動するものは1号資金、船体に固定しないものや非動力の漁労設備については4号資金となります。

また、陸上に固定した場合は2号資金の水揚機械施設となります。

集魚灯の電球については、通常消耗品と考えられ近代化資金の対象となりませんが、工事を要する場合等金額が多額となる場合等ケースによっては融資対象となります。

浮漁礁については、シイラづけ等の木竹で作られている簡易なものは融資対象になりません。

Q38 定置網入れの際に行う「土俵」敷設工事は融資対象となりますか。

【答え】

4号資金の漁具として融資対象です。

(5) 5号資金（水産動植物の種苗の購入・育成資金）

Q39 養殖用種苗の購入費、育成費、種苗運搬のための傭船料、人件費は融資対象となりますか。(ガイドライン第2-3関係)

【答え】

種苗購入費のほか、1年以上育成する種苗に係る育成費、人件費など育成に直接要する経費は融資対象となります。

なお、種苗の輸送費(傭船料含む)は種苗生産者の元から養殖場まで(養殖イケス等に収容するまで)が融資対象となります。

Q40 真珠の核を取得する経費は融資対象となりますか。(ガイドライン第2-3関係)

【答え】

4号資金により融資対象となります。制度発足当時から4号資金はありましたが、5号資金は後から追加されたものであり、真珠養殖用の母貝や核については、制度発足時から4号資金で解釈しています。

なお、5号資金は、「一年以上育成するもの」という規定があるので稚貝を購入しそれを母貝までにする間の育成費、人件費など育成に直接要する経費は融資対象となります。

(6) 6号資金（漁村環境整備施設資金）

Q41 漁協の荷捌から出るゴミや木箱等を焼却する焼却炉は、6号資金の「廃棄物処理施設」として融資対象となりますか。

【答え】

融資対象となります。ただし、簡易焼却炉（外部から購入し、ただ置くだけのもの）は備品であって施設ではないので融資対象とはなりません。

Q42 町営で設置された幹線水道から、各漁家まで取水するための施設を受益漁家が共同で設置する場合、「水道施設」として漁村環境整備施設資金の融資対象となりますか。

【答え】

漁業集落排水事業に係る漁業近代化資金の貸付け対象は下表のとおりとなります。

| | | 6号資金 漁村環境整備施設 (下水道施設) | 7号資金 農林水産大臣特認 (漁村給排水施設) |
|------|-------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 融資対象 | 国庫補助残部分 | ○ | × |
| | 非補助部分 | ○ | ○ |
| | 屋外配管 | ○ | ○ |
| | トイレ | × | × |
| | 厨房、風呂等家庭内設備 | × | × |
| 借入主体 | | 漁業協同組合 | 漁業者 |
| 貸付条件 | 償還期限（うち据置） | 20年以内（3年以内） | 15年以内（3年以内） |
| | 貸付限度額 | 12億円 | 1,800万円 |

幹線水道に係る屋外配管等の施設は、漁村環境整備施設資金の「下水道施設」として融資対象となります。また、漁協等には一定の要件を満たした漁業、水産加工業を営まない任意団体も含まれます（一定の要件はQ6参照）。

なお、個々の漁家の給排水に係る資金としては、7号資金の中に漁村給排水施設資金がありますので、具体的なケースに則して対応する事になります。また、特定の漁家住宅の改良、造成又は取得に伴うトイレや風呂などの設備の設置は7号資金により融資対象となります（Q44参照）。

Q43 漁村環境整備施設資金の「漁業者研修施設」、「集会施設」の範囲はどこまで認められますか。

【答え】

漁村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣が定める「漁業者研修施設」の融資対象範囲は、漁業者の研修を行うための建物およびこれに付帯する各種施設のほか、機械器具類のうち専ら研修の用に供されるものは、融資対象として差し支えありません。

また、集会施設については、集会施設としての機能を発揮するための施設であれば融資対象として差し支えありません。

(7) 7号資金（大臣特認資金）

Q44 特定の漁家住宅資金とは、具体的にどのような住宅が対象となるのでしょうか。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

告示及び依命通知に示すとおり、離島振興対策実施地域、振興山村、過疎地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄県の区域及び水産業強化支援事業計画の対象地域（現に事業が実施されている地域に限る）内であって、以下のいずれかに該当する場合の住宅の改良、造成又は取得が融資の対象となります。

- ① 漁業後継者の婚姻による漁家住宅の取得（ただし、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限られる。）
- ② 漁業及び水産加工業の生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき
- ③ 国、都道府県または市町村の作成した計画に基づく事業の実施に伴い移転するとき
なお、漁業後継者とは現在、漁業を営んでいなくとも、将来的に漁業を営む強い意志があり、漁業を営むことが確実であると判断される者、親から独立して漁業を営む者を含み、年齢制限はありません

また、後継者夫婦居室として母屋を改造（夫婦の居室の機能と密接に関連する台所、便所、廊下等の改造も含む）する場合や、住宅を建築するにあたり取得した土地についても融資対象となります。

Q45 海浜等環境活用施設の遊漁船のトン数制限はありますか。

また、遊漁船の発着・係留施設やクラブハウス等遊漁船利用施設は融資対象となりますか。

【答え】

遊漁船は告示により総トン数20トン未満と定められています。

また、遊漁船の発着・係留施設は「管理施設」、遊漁船利用のための「待機所」は「休養施設」として融資対象となります。

なお、遊漁船関連の近代化資金融資対象者は漁業近代化資金融通法施行規程第2条に定める離島振興対策実施地域等内に住所を有する個人や法人の漁業者等となります。

Q46 漁業者が民宿を建設する場合、この事業は融資対象となりますか。

【答え】

借受要件に合致する漁業者が設置するものであれば、海浜等環境活用施設の「漁家民宿施設」として融資対象となります。借受要件とはQ44の回答の区域内の漁業者が設置する宿泊場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設（スポーツ施設等の付帯施設を含む）であって、告示により以下の要件の全てを満たすことが必要です。

- ① 当該地域に引き続き定住して漁業経営の継続に意欲を有するものであって、その営む漁業と併せ行う漁家民宿施設の経営によって収入を確保することが適当であると認められる者であること。
- ② 自ら保有する家屋等を利活用して漁家民宿施設の造成等を行う者であること。

Q47 真珠養殖の盗難防止のための施設（防犯カメラ、赤外線装置、監視小屋、制御装置等）は、海浜等環境活用施設の中の「保安施設」として融資対象となりますか。

【答え】

7号資金の保安施設は「自然生態観察施設利用者のための施設」であり、防犯目的のものではないので対象とはなりません。

Q48 漁連が事業主となって「研修施設」を建設する場合、漁業近代化資金が借りられますか。

なお、施設は漁村ではなく、市の中心地に建設する計画です。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

7号資金の「水産資料展示研修施設」により融資対象となりますが、建設地は水産業強化支援事業計画又は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱に基づく活性化計画の実施区域に限られます。

また、研修内容、利用者等その機能を勘案し、目的外利用に供される恐れがないようにする必要があります。

Q49 斃死したハマチ等を処理加工して肥料を作るための機械を養殖業者が購入する場合、漁業近代化資金の融資対象になりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

7号資金の「水産物処理加工公害防止施設」として融資対象となります。

Q50 消煙焼却炉は、公害防止施設にかかる煤煙関係の「その他煤煙の発生を防止するために有効な施設等」として融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

融資対象となります。なお、煤煙の改善が確認できる資料の添付が必要となります。

Q51 あさり漁場の改良のための砂、真砂の購入費及び運搬費等は、漁場改良造成施設に該当しますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

漁場の改良のための資材（砂、真砂等）の購入費、運搬費、散布費については、融資対象として差し支えありません。

Q52 経営の転換を図るため自己資金でアユの加工施設を設置したが、運転資金が不足しているため、7号資金の初度的経営資金を借り受けたいとの申し入れがあった場合、融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

融資対象になりません。初度的経営資金の貸付け対象者は、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）の制度資金により設備資金の融通を受けて漁業経営又は水産加工業経営の転換等を図ろうとする者であって、漁業種類の転換、経営規模の拡大、水産加工品の製造（加工）方法の改良、新たに漁業（水産加工業）開始を図ろうとする者等に限られており、自己資金で施設を設置した者は対象になりません。

なお、初度的経営資金に係る事業費の範囲は、長官通達により転換等に伴う初期投資費用であって、償還に1年以上要する以下の経費とされています。

- ① 燃油、飼料、薬品等の購入費、原魚買付費、光熱水料、雇用労賃等の直接的現金経費
- ② 小漁具の購入費
- ③ 漁業用施設、漁業用機具及び漁具の修繕費
- ④ 水産加工用施設及び水産加工用機具等の修繕費
- ⑤ 漁業経営及び水産加工業経営の近代化に必要な技術取得費

（8）その他の融資事項

Q53 消費税は融資対象事業費に含まれますか。

【答え】

含まれます。

なお、トラック等購入時にかかる自動車重量税等を事業費に含めることはできません。

Q54 漁船が事故により全損し、漁船保険金を受領し、代船を漁業近代化資金の借入れにより建造する場合、事業費との関連はどうなりますか。

【答え】

漁船保険金等については自己資金の範疇ということで、漁業近代化資金制度上、その用途については制約はありませんが、問のような場合、融資機関との間に旧債務の繰上げ償還等を余儀なくされることも考えられます。

なお、繰上償還分以外に残金が生じる場合はできる限り新施設購入等事業に充当するよう努めてください。

Q55 リース契約を締結し機械等を設置する場合、リース料の負担経費は漁業近代化資金の対象となりますか。

【答え】

リース料は費用であるため、融資対象とはなりません。

また、固定資産を増加させるものでもないため、法の趣旨である「資本装備の高度化」につながるとは考えられませんので、この意味からも対象とはなりません。

Q56 漁業近代化資金の融資対象施設の設置に伴う旧施設の撤去費用は、融資対象事業費に含める事ができますか。

【答え】

新たな施設を設置する際の設置（造成）に要する経費として、必要最小限の範囲で事業費に含めて差し支えありません。

Q57 電気の引き込みにかかる負担金は融資対象事業費に含める事ができますか。

【答え】

既存の建物に電気の引き込みだけをするのは対象になりません。

しかし、新規の建築物、構築物の付帯施設として事業費に算入することは差し支えありません。

Q58 設計管理費は融資対象事業費に含めることはできますか。

【答え】

本体工事に付帯する経費として、融資対象事業費に含めて差し支えありません。

Q59 耐用年数経過後の中古機械、漁船は漁業近代化資金の融資対象となりますか。

【答え】

融資対象施設として差し支えありません。

ただし、被代船よりも漁船性能の向上又は装備の近代化を図るものであることが必要です。

Q60 漁船等施設の修繕、改良等にかかる費用は、漁業近代化資金の対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

原状回復に要する費用は修繕費であるので対象とはなりません。修繕、改良等の場合において、使用可能期間の延長、固定資産の価額の増加のいずれかに該当する場合は、延長又は増加した部分に対応する金額を改造費として融資対象とする事ができます。

Q61 事業実施が複数年にわたる場合、漁業近代化資金の融資対象となりますか。また、その場合、利子補給申請は一括で行うのか、年度毎に行うのでしょうか。

【答え】

事業計画が確定している場合、複数年分を一括で利子補給申請して差し支えありません(当該年度の融資枠で対応)。

また、事業計画において年度別に事業が区分されている場合は、各年度別に利子補給申請しても差し支えありません。

なお、1年目は土地の取得・造成(近代化資金対象外)のみを行い、2年目に施設を設置する(近代化資金対象)ような場合は、1年目の事業が近代化資金の対象となりませんので、各年度別に利子補給申請するのではなく、複数年分を一括で利子補給申請するなどの工夫が必要となります。

Q62 オーバーホールを行う場合において漁業近代化資金の対象となるのはどのような場合ですか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

原状回復に要する費用は修繕費となり漁業近代化資金の対象とはなりません。ただしオーバーホールで主要部品の交換等を行い、「使用可能期間の延長」、「固定資産価格の増加」のいずれかに該当する場合は、その修繕にかかる諸費用（その他の部品交換・清掃・分解費用等）を含めて融資することが可能です。

5. 貸付限度額

Q63 貸付限度額とは既往貸付額を含めた累計残高のことですか。また、貸付実行時までには既往貸付額の償還が見込まれ、当該残高が限度額を超えない場合は申込みを受けてもよいですか。（法第2条第3項関係）

【答え】

貸付限度額とは、既往貸付額を含めた累計残高です。

また、貸付承認時に限度額を超えている場合は、金額の特認が必要となります。

Q64 20トン以上漁船の建造資金(1号資金)の借受者が、2～7号の資金を借り受ける場合、その借受者が個人であれば貸付限度額はいくらになりますか。(政令第2条関係)

【答え】

既に総トン数20トン以上の漁船資金を借り受けている者が後日さらに他種類の資金を借り受ける場合には、法令上はその者に係る貸付金の合計額の限度が3億6千万円(ただし、特認を除く)であること以外には別段の制限はありません。

Q65 漁船漁業と養殖漁業を兼業している漁業者(個人)の漁業近代化資金の残高が1億円である時に、20トン未満漁船を建造する場合、これ以上の借入れは可能ですか。(政令第2条関係)

【答え】

漁船漁業と養殖漁業を兼業している漁業者の貸付限度は3億6千万円であるため、2億6千万円までは借入が可能です。

Q66 漁業近代化資金の借入れ申込者(A法人)と漁船建造許可証の名義人(A法人のB代表者個人)とが同一でない場合、法人名義で借入することはできますか。

【答え】

所有者と近代化資金の借入れ申込者は同一でなければなりません。

したがって、Bで借入申込をする、若しくは漁船建造許可証の名義をAに変更する必要があります。

また、所有者が複数名の場合、借入れ申込についても連帯債務で借入する必要があります。

Q67 ホタテ地蒔き事業など、地域経済に大きな影響を与える大規模事業については限度額を上回る貸付をすることは可能ですか。

【答え】

当該資金が経営の近代化に資すると認められる事業である場合で、都道府県知事が承認したときはその承認した額を貸付限度額として漁業近代化資金の対象とする事ができます。

問のケースに限らず、限度額を上回る貸付については、近代化資金制度の趣旨に合致することを前提にして、都道府県知事の承認を得たうえで可能です。

Q68 漁船に関する貸付限度額の特認を得る際に、同じ漁業種類を営む他の漁業者と比較して同水準の価格であることを示すには具体的にどのようにしたら良いでしょうか。（ガイドライン第2－6関係）

【答え】

近年の漁船建造における漁業近代化資金対象事業の事業費と比較して同水準であることを同型船の見積書等により検証するなどの他、造船所などに対して同漁業種における新造船の価格相場を聞き取るなどの方法があります。

6. 償還期限及び据置期間

Q69 償還期限は税法上の耐用年数を超えてもよいですか。

【答え】

漁業近代化資金の償還期限及び据置期間は、施行令第2条の別表において、資金種類に応じて定められていますが、この償還期限等は施設等の法定耐用年数等を勘案して、上限の年数となっています。

したがって、政令で定める範囲内なら税法上の耐用年数を超えても問題ありません。

Q70 償還期限及び据置期間は政令に定められた期間の範囲内であれば自由に設定できますか。（ガイドライン第2－5関係）

【答え】

漁業近代化資金の償還期限及び据置期間は、施設等の法定耐用年数等を勘案して上限の年数となっており、政令で定める範囲内で、また都道府県の条例等で定める範囲内であれば自由に設定できます。

Q71 漁業近代化資金借受者が災害等により償還期限等の変更を申し出てきたが、償還期限等の延長はどのような時に対応できますか。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

災害の場合等延長が妥当と認められた時に対応でき、償還条件変更措置は、政令で定められている期限の範囲内で可能となります。

なお、償還条件の変更の方法としては、①据置期間の延長（約定の据置期間に引き続いて据置期間を延長すること）②中間据置の設定（償還に入った後、元本の償還を据置くこと）③償還期限の延長（約定の償還期限を延長すること）のそれぞれの単独の措置又は組み合わせの措置が考えられます。

また、約定が政令期限いっぱい設定されている場合にあっては、償還金額の一部を次年度以降に繰り延べて償還する方法もありません。

Q72 中古漁船の購入に際し、漁業近代化資金を償還期限5年、据置期間1年の条件で借りました。しかし、同船は他漁船に当て逃げされたため、この期間の操業が出来ず収入がなくなりました。

漁船の修理については保険により行いましたが、漁業近代化資金の償還が不可能になってしまった場合、当該年の償還について据置することはできますか。

【答え】

不慮の事故であるため、施行令で定める償還期限及び据置期間の範囲内での償還の据え置きは可能です。ただし、相手が発見され補償が得られた場合は繰り上げ償還等の措置を講ずる必要があります。

また、中間据置の措置を講ずる場合は、海上保安庁等が発行した事故証明証等を添付する必要があります。

Q73 漁業近代化資金に係る既貸付金の償還期限及び据置期間の変更（延長）手続きはどのように行うのですか。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

償還緩和を行う場合の処理は次の方法により行う事ができます。

- ① 利子補給変更承認申請及び同変更申請の承認
- ② 貸付金の金銭消費貸借契約証書の変更

Q74 資金種類が違う施設を同時に取得・建設する場合、借入方法と償還方法はどのようにすればよいのですか。

【答え】

資金の種類ごとに個別貸し付けする方法と、二種類以上の資金を1資金として貸し付けする方法があります。

なお、二種類以上の資金を1資金として貸し付ける場合、それぞれの資金の貸付利率が同率であることが必要であり、施行令第2条の通り償還期限及び据置期間は、それぞれの資金のうち最も償還期限が長い資金のものを適用します。

しかし、実際の運用に当たっては、ガイドライン第2の5の(1)の表の注5に記載のとおり、それぞれを加重平均して算出される数値の端数を切り上げた期間とすることもできます。

Q75 中古船の購入に係る償還期限は、どのように定めることとなりますか。

【答え】

施行令上の償還期限の範囲内において、造船所等が発行した耐用証明書等にて中古船の耐用年数等を勘案し、都道府県および融資機関で適正な年数を定めることが望ましいです。

Q76 借入対象施設を更新する場合は、繰上償還しなければならないですか。

【答え】

旧施設が滅失する場合には繰上償還をする必要があります。ただし、引き続き旧施設を使用する場合は、繰上償還をする必要はありません。

Q77 漁業近代化資金を借り受けて取得した漁船の機関換装を行う予定がありますが繰上償還の必要はありますか。

また、必要がある場合、その金額はいくらですか。漁船購入の際、漁船価格（船体と機関の区別なし）として購入したので、機関部分の繰り上げ償還金額がわかりません。

【答え】

原則、融資対象の一部物件がなくなるので機関部分に係る借入金の繰り上げ償還の必要があります。その金額の算出方法は、例えば、漁船保険評価額から機関相当分を算定（機関換装費から評価増加分を差し引いた額、または機関換装前の機関部分の評価額）し、機関比率部分を繰上償還する、若しくは漁船取得時の見積書等より機関比率部分を繰上償還する方法があります。

なお、評価額決定時の審査なども参考にしてください。

Q78 漁業近代化資金を借り入れているA漁協がB漁協に吸収合併された場合、A漁協は残債務を繰り上げ償還する必要がありますか。

【答え】

繰り上げ償還する必要はありません。

- ① 利子補給変更承認申請及び同変更申請の承認
- ② 債務確認書及び債務承継並びに名義変更届の提出
- ③ 利子補給契約の変更（必要ない場合も有ります）等の手続きを行うことが必要です。

Q79 漁業近代化資金を借り入れているA社がB社に吸収合併された場合、A社は残債務を繰り上げ償還する必要がありますか。

【答え】

問のように一切の権利義務を引き継ぐ場合には、繰上償還する必要はありません。

ただし、B社が漁業近代化資金の借受資格要件に合致していない場合には繰上償還することとなります。

なお、手続きはQ78の回答と同様になります。

Q80 漁業近代化資金の貸付金利に変動があった場合、①金利引き下げ以前に利子補給承認があった資金の貸付利率の取扱いはどうなるのですか。

また、②金利引き上げ以前に利子補給承認のあった資金の貸付金利の取扱いはどうなりますか。（法第2条第3項関係）

【答え】

漁業近代化資金の利率は、「農林水産大臣が定める利率以内」とされています（「農林水産大臣が定める利率」は具体的に漁業近代化資金融通法施行規程第7条で定められています）。

- ① 利子補給承認後に金利が引き下げられた場合は、「農林水産大臣が定める利率を超える利率」で貸付けしないように、留意する必要があります。
- ② 利子補給承認後に金利が引き上げられた場合は、「農林水産大臣が定める利率以内」で貸付けることとなるので、金利引上げ前の利率で貸付を行っても問題ありません。

なお、金利引き上げ前に利子補給承認のあった資金を引き上げ後の金利で貸し付けることも可能です。

| 当初利子補給承認時基準金利 | 承認後貸付金利 | 適用金利 | 適用可否 |
|---------------|---------|------|------|
| | 上がる | 変更前 | ○ |
| | | 変更後 | ○ |
| | 下がる | 変更前 | × |
| 変更後 | | ○ | |

共同利用施設にあつては、貸付金利と基準金利の算定基準が異なることから、貸付金利と基準金利の変動が連動しません。貸付金利に変動がなくても、利子補給率が変更される場合がありますので、留意が必要です。

【例】改定前：貸付金利0.3%、基準金利1.0%、利子補給率0.7%の場合

| 貸付金利 (財政資金金利) | 基準金利 (長期プライムレート) | | 利子補給率 (基準金利－貸付金利) | 利子補給率 の変動 |
|--------------------|---------------------|-----|----------------------|--------------|
| 0.3%→0.4% (引上げ) | 1.0%→0.9% | 引下げ | 0.7%→0.5% | 引下げ |
| | 1.00% | 据置 | 0.7%→0.6% | 引下げ |
| | 1.0%→1.1% | 引上げ | 0.70% | 据置き |
| 0.3% (据置) | 1.0%→0.9% | 引下げ | 0.7%→0.6% | 引下げ |
| | 1.00% | 据置 | 0.70% | 据置き |
| | 1.0%→1.1% | 引上げ | 0.7%→0.8% | 引上げ |
| 0.3%→0.2% (引下げ) | 1.0%→0.9% | 引下げ | 0.70% | 据置き |
| | 1.00% | 据置 | 0.7%→0.8% | 引上げ |
| | 1.0%→1.1% | 引上げ | 0.7%→0.9% | 引上げ |

Q81 据置期間3年間、約定償還月(年賦)を4月償還とした融資案件をx年5月に貸付実行した場合に初回元金支払いはいつになりますか？

【答え】

X+4年の4月が初回元金支払となります。(据置期間の間に発生した約定は利息のみ支払)

○参考例(2018年5月実行4月償還の場合)

- ・借入額 7百万円
- ・償還期間10年
- ・据置機関 3年

| 回次 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|-------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
| 約定償還額 | 0 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 支払 | 利息のみ | | | 元金+利息 | | | | | | |

7. 融資率

Q82 融資率(融資対象事業費に対する漁業近代化資金の融資額の割合)の上限は何%ですか。(ガイドライン第2-7関係)

【答え】

漁業近代化資金の融資率については、法令上定められていませんが、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の80%以内が望ましいとされています。

ただし、資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から融資率が80%を超える資金の貸付が必要であって、当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていると都道府県知事が認める場合には、80%超の融資率として差し支えありません。

Q83 自然災害により罹災した漁業者の設備復旧の場合、事業費全額を漁業近代化資金で融資することができますか。また、その際に市町村発行の罹災証明書は必要ですか。(ガイドライン第2-7関係)

【答え】

「自然災害からの早急な復旧が必要であり、都道府県知事が認めた場合は事業費全額を漁業近代化資金で融資しても差し支えありません。この際、罹災していることの確認方法については、漁業近代化資金制度上、制約はありませんので、各都道府県の実情に則した方法で確認してください。

8. 借入手続・貸付事務手続

Q84 都道府県の利子補給承認後、貸付実行までの間にどうしても一部支払いの必要が生じた場合、自己資金にて支払っても差し支えありませんか。

【答え】

差し支えありません。

Q85 都道府県の利子補給承認後、貸付実行までの期間はどの程度にすべきですか。また、漁業者等が借り受けてから未使用のまま留保できる期間はどの程度まで認められますか。

【答え】

期間の設定については一律的な決まりはありませんが、事業着工や資金の必要時を考慮適切な時期に行われるべきであり、その申し込みに対する事務処理も早急に行うとともに、貸付も必要時に併せて行う必要があります。この考え方を逸脱するような期間を設定するのは適切ではありません。具体的には、利子補給契約書において定めることとしています。

また、漁業者等に貸し付けられた資金が長期にわたり未使用のまま留保されることのないよう、実際に資金を必要とする時期に適切に融資することが必要であり、あらかじめ未使用のまま留保できる期間を設けるべきではありません。

Q86 事業完了前に漁業近代化資金を貸付ける（貸付実行する）事ができますか。

【答え】

出来高払いをする場合は、事業完了前に貸し付けても構いません。

Q87 漁業近代化資金の貸付実行金の一部を金融機関が貸付留保金（あるいは別段貯金口座等へ一時、振替える）として留保することは問題ありませんか。

【答え】

「漁業近代化資金融通制度の貸付限度額等の取扱いについて」（水産庁長官通達）記の5により、漁業近代化資金の一部を借受者の実状、融資対象事業の内容を勘案の上、融資機関が貸付留保金として留保する場合、留保期間は最長一年程度の範囲を限度とし、それ以後の利子補給は打ち切るものとされています。これは貸付実行後において融資機関が貸付金を常時確保しておき、いついかなる状態においても借受者に対し払出しができる体制を整えておくことの必要性からこのように認められているものであり、貸付留保金が債務者勘定に属する性格のものであるため、貸付留保期間中は利子補給金は貸付留保金に対して交付されることとなりますが、その上限は一年程度としています。

Q88 資金管理（貸付留保金を含む）の注意点を教えてください。

【答え】

1 資金管理の注意点

- ① 貸付後は、貸付日と同日付で一旦貸付留保金口座に入れるか、別段貯金もしくは別段貯金と同等の条件となる普通貯金（以下「口座」という。）にしてください。
- ② 貸付日は、資金が実際に必要な時期とし、必要以上に長期間口座に留保することのないようにしてください。
- ③ 貸付後の資金は、借受者に対する事業請負者等からの事業費請求に基づきその都度口座から払出し、事業費に係る領収書（振込受付書も可）を徴してください。
- ④ 事業費に係る請求書、領収書等の関係書類は、借入申込書等とともに整備保管しておいてください。

2 貸付留保金の注意点

- ① 貸付金の全部を必要以上に留保金口座または別段貯金等に留保することはできません。貸付日を毎月定例日としている融資機関は全額留保もやむを得ませんが、貸付日を一定日に定めずその都度貸し出しを行っている融資機関であれば全額の留保は認められません。特に転貸資金の場合は上部機関からの原資貸付けの貸付日をそのまま、漁業近代化資金の貸付け日とし全額を留保する傾向にあることから十分注意が必要です。
- ② 貸付金の一部を貸付留保金又は別段貯金等で留保している状態で貸付金の一部償還があった場合、直ちに留保金は繰り上げ償還を行わなければなりません。また、留保金を償還財源に充当することはできません。

Q89 自己資金部分の金額を延払いとすることはできますか。

【答え】

延払いについては、制度上特に制約されるものではありませんが、漁業者等が過度に借入金に依存することは健全な漁業経営を維持するうえから望ましいことではなく、借入に当たって、ある程度自己資金を準備しておくことが妥当と考えられます。ただし、当該漁業者等の財務等を総合的に判断して、真にやむを得ないと認められる場合については、認めて差し支えありません。

なお、具体的には、融資機関と相談して判断されることとなります。

Q90 融資機関として漁業近代化資金を融資するにあたり、どのような点に留意し、審査したらよいでしょうか。

【答え】

利子補給承認申請に当たっては、本資金導入により漁業者等の資本装備の高度化、漁業経営の近代化を目的とすることはもちろんですが、その他次の点について審査を行う必要があります。

- ① 事業内容は制度の対象であるか。
- ② 申込金額は妥当か。
- ③ 収支計画は妥当か
- ④ 資金計画は妥当か。
- ⑤ 事前着工をしていないか。
- ⑥ 同一の融資対象について日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）との協調融資を行うものでないか。
- ⑦ 過大な設備投資でないか。
- ⑧ 被代船等の処分代金もしくは漁船保険金の用途は適切か。
- ⑨ 不測の事態に対処するための必要な措置を講じているか（漁獲共済加入等）
- ⑩ 必要な添付書類はあるか。

Q91 漁業近代化資金の自己資金部分はいつ支払うこととなりますか。

【答え】

自己資金は通常、貸付実行時まで準備されるべきものであり、貸付実行日もしくはその前に支払われるのが妥当と思われませんが、具体的には融資機関と相談して判断されることとなります。

9. 事前着工

Q92 漁期に間に合わせるため、知事の利子補給承認書の交付前に漁船建造の着工をしたいが、制度上問題はありますか。

【答え】

知事の利子補給承認書の交付前に施設の造成、改良又は取得に着手（「事前着工」）したものを漁業近代化資金制度の対象とすることは、本資金が旧債務の償還に充当されることにもなりかねず、本制度の運用方針に沿わないので、原則として認められていません。

しかし、漁船建造における漁期の関係から事前着工を余儀なくされる等真にやむを得ない場合は、利子補給承認申請書の提出後の事前着工は認められています。

Q93 事前着工は原則として認められないこととされていますが、この場合の工事の着工とは具体的にどのようなことをいうのですか。

【答え】

工事の着工とは、融資の対象となる施設について工事に着手すること、つまり、建物であればその建設工事の開始を、機械施設であれば当該機械の据付けを、また水産動植物の種苗であればその購入日をいいます。したがって、請負契約の締結および機械等の発注、整地工事、地鎮祭、融資対象外の土地の取得等は「着工」に該当しません。

Q94 加工場建設等、建物を融資対象とする場合、建設地の造成着工は利子補給承認前に可能ですか。

【答え】

1 建物だけが融資対象の場合

建設地の造成は融資対象外ですので、利子補給承認前に造成に着手しても事前着工とはならず、利子補給承認前でも可能です。

2 土地及び建物が融資対象の場合

着工とは融資対象となる施設等について具体的に工事等に着手することをいいます。したがって、融資対象になっている土地の造成着工は利子補給承認前にはできません。

なお、漁業近代化資金の融資に当たっては、事前着工とならぬよう計画的に借入手続を進める必要がありますが、真にやむを得ない場合は利子補給承認申請書の提出後の事前着工は認められています。

Q95 利子補給承認日以前に、設計費の一部が前払いされている場合、漁業近代化資金の対象とすることはできますか。

【答え】

着工とは施設工事を開始する事ですので、設計費の支払いは利子補給承認前でも可能です。

なお、設計費相当分は漁業近代化資金の融資対象事業費に含められますが、利子補給承認日以前に支払う場合は自己資金の中から支払ってください。

10. その他の融資事項

Q96 国、又は地方公共団体等から補助金を受けて事業を実施する場合、融資対象事業費は補助金を控除したものとなりますか。（ガイドライン第6-2関係）

【答え】

- 1 漁業近代化資金の貸付けと補助金との関係については、ガイドライン第6条第2項において「国または地方公共団体の補助金の交付決定を受けた事業に係る補助残事業費部分については漁業近代化資金を融通することは差し支えない」とされています。
- 2 また、同様に「漁業近代化資金の借入れにより行った事業につき、国または地方公共団体の補助金の交付決定を受けたときは、当該資金の償還期限に関わらず、当該補助金をその交付後遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする」とされており、当初貸付額と1の方式により算定された額との差額は繰り上げ償還の措置が必要となります。

Q97 利子補給が打ち切りとなる目的外使用はどのような場合ですか。例えば、漁業種類の変更は目的外使用に該当しますか。

【答え】

漁業近代化資金として貸し付けられた施設等に係る資金が、漁業近代化資金制度の目的及び貸付条件と異なる施設等に貸し付けられた場合には目的外使用となりますが、制度の目的の範囲内での変更は変更申請を行うことにより対応可能です。漁業種類の変更は直ちに資金種類の変更を伴うものではありません。制度の目的の範囲内であるならば目的外使用には該当しません。

Q98 漁業近代化資金を借り受けて取得した漁網が台風により流失した場合は、直ちに利子補給が打ち切りとなりますか。

【答え】

不慮の災害等により損壊等を余儀なくされた場合に融資残額を一律繰上償還させることは、漁業者等の経営をさらに悪化させることとなるので、都道府県知事が特に認めた場合は繰り上げ償還を行わなくても構いません。

しかし、当資金は、「漁業者等の資本装備の高度化を図る」ことが直接の目的ですので、施設が現存していないことを重視し、出来得る限り早い時期に繰上償還をするようにしてください。

なお、「都道府県知事が特に認めた場合」とは、漁業者等の経営内容等を勘案して、自己資金に余裕がない場合となります。

Q99 漁業近代化資金は、いつでも自由に一部繰り上げ返済はできるのですか。

【答え】

漁業近代化資金制度上、制約はありません。具体的には、各都道府県の実状に則し融資機関とも相談のうえ決定してください。

Q100 個人で漁業近代化資金を借り受けて造成した施設を、その個人が経営する会社に賃貸することは認められますか。

【答え】

漁業近代化資金制度は漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的としており、賃貸することは認められません。よって、事前に個人が経営する会社を使用するとわかっている場合は、会社が借受者となる必要があります。

なお、個人で漁業近代化資金を借り受け後、法人成りなどで会社を使用する場合は、債務引受等の条件変更が必要と考えられます。

Q101 利子補給承認後に事業計画の変更がある場合は、どのような手続きをとればよいですか。

【答え】

①利子補給変更承認申請及び同変更申請の承認と②貸付金の金銭消費貸借契約証書の変更の手続きが必要です。

Q102 個人の一切の権利義務を引き継ぐ場合や個人が法人成りした場合、以前の漁業近代化資金の残債務について債務者の変更はできますか。

【答え】

個人の一切の権利義務を引き継いだ所謂個人の法人成りした場合等は債務引受承諾書保証人の承諾書、漁業近代化資金変更申請書の提出により変更は可能です。

しかし、個人が法人の複数の構成員となるなど個人の法人成りでない場合は、残債務の繰上償還が必要となります。

Q103 130トン以上漁船に係る農林水産大臣からの特認を受ける際には、各都道府県における漁業の生産量や生産額の相応を占める漁業種類でなければ特認の対象にはならないのですか。また、「相応を占める」とは、生産量や生産額のうちどの程度の割合を占めることをいうのでしょうか。（要綱第4条関係）

【答え】

生産量や生産額が相応を占めていない場合であっても、何らかの理由により当該都道府県において重要な漁業種類であることが認められれば特認基準の1つを満たしていると考えられます。また、どの程度の割合を「相応」とするかは各都道府県の漁業の実情に応じて異なると考えられるため、「●●%以上」のような全国一律の基準は設けておりません。

Q104 浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プランを活用していない場合は、130トン以上漁船に係る農林水産大臣からの特認を得ることは出来ないのでしょうか。（要綱第4条関係）

【答え】

浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プランはあくまで具体例として提示したものです。これら以外の事業であっても、所得向上や競争力強化につながるとともに、漁業・漁村地域の活性化に寄与するような取り組みとして、国や県、市町村などから認められた計画に基づく事業に取り組んでいれば特認基準の1つを満たしていると考えられます。

Q105 130トン以上漁船漁業と130トン未満漁船漁業との間で漁業調整を図るなどして資源管理等に取り組んでいるとは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。
(要綱第4条関係)

【答え】

漁業者間で協定書を取り交わすほか、漁業調整協議の実施などの方法により、130トン以上漁船漁業と130トン未満漁船漁業との間で漁業調整が図られており、130トン以上漁船を改造・建造することに理解を得られていることが認められれば、特認基準の1つを満たしていると考えられます。

また、海外まき網漁業などのように沿岸漁業者と明らかに競合がない場合についても、漁業調整が図られていると考えて差し支えありません。

近代化資金関係法令・通達

- ・ 漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）
- ・ 漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）
- ・ 漁業近代化資金融通法施行規則（平成28年農林水産省令第51号）
- ・ 漁業近代化資金融通法施行規程
- ・ 漁業近代化資金融通要綱（16水漁第2705号農林水産事務次官依命通知）
- ・ 漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（16水漁第2708号水産庁長官通知）

掲載先：水産庁ホームページ

URL：<http://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kinyuu/gyokin/gyokin.html>